

○青山学院大学理工学部ライフサイエンス委員会に関する要綱

(2014年3月17日学部長会承認)

(趣旨)

第1条 この要綱は、青山学院大学理工学部ライフサイエンスに関する規則(以下「ライフサイエンス規則」という。)第5条第2項の規定に基づき、理工学部ライフサイエンス委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ライフサイエンス研究等」とは、ライフサイエンス規則第2条第1項に規定するライフサイエンス研究等をいう。

2 この要綱において「研究責任者」とは、ライフサイエンス規則第2条第2項に規定する研究責任者をいう。

3 この要綱において「研究担当者」とは、ライフサイエンス規則第2条第3項に規定する研究担当者をいう。

4 この要綱において「法令等」とは、ライフサイエンス規則第3条第1項に規定する法令等をいう。

(委員会の構成等)

第3条 委員会は、以下の各号の委員により構成する。ただし、理工学部長は、委員となることができない。

(1) 動物実験及び実験動物に関して優れた見識を有する者 1名以上

(2) 動物実験研究者 1名以上

(3) 組換えDNA研究者 1名以上

(4) ライフサイエンスに係る研究者以外の自然科学分野の有識者 1名以上

(5) その他理工学部長が必要と認めた者

2 委員会は、男女両性で構成するものとする。

3 委員は、理工学部長が推薦し、学長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、前任者が任期の途中で退任したときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、その選出は委員の互選とする。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

3 委員長の任期は、2年とする。ただし、前任者が任期の途中で退任したときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員長は、再任されることができる。

(委員会の議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の職務)

第6条 委員会は、第8条の規定に基づき、ライフサイエンス研究等の審査を行う。

2 委員会は、実施中のライフサイエンス研究等に関して審査し、理工学部長に研究計画の変更若しくは中止を勧告し、又は必要と認める意見を述べることができる。

3 委員会は、前2項に規定するもののほか、以下の各号に規定する事項について調査及び審議を行い、必要と認められる場合には、理工学部長に助言又は勧告を行うことができる。

(1) ライフサイエンス研究等に係る規則等の制定改廃に関する事項

(2) ライフサイエンス研究等に係る教育訓練及び健康管理に関する事項

(3) 事故発生の対応及び改善策に関する事項

(4) 学内外の連絡調整

(5) ライフサイエンス研究等に係る要項、マニュアル等の作成及び改訂

(6) 実施されたライフサイエンス研究等の研究結果等、理工学部長から報告を受けた事項の妥当性

(7) 理工学部長から審議を要請された事項

(8) その他ライフサイエンス委員会において必要と認められた事項

(その他の職務)

第7条 前条に定めるもののほか、委員会は、以下の各号に規定する研究に応じて、当該各号に規定する職務を行う。

(1) 組換え DNA 実験に係る研究

イ 実験施設及び設備の認定に関すること。

ロ 法令等に基づき、年1回組換え DNA 実験に係る施設の点検を行うこと。

(2) 動物実験に係る研究

イ 実験の対象となる動物の飼育管理、飼育環境等に関すること。

ロ 実験動物飼養保管基準の遵守の指導に関すること。

ハ 動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、理工学部長に報告すること。

ニ その他動物実験に関すること。

(審査)

第8条 委員会は、理工学部長からライフサイエンス規則第6条第2項の依頼があったときには、法令等に定める基準に基づき、倫理的観点とともに科学的な観点も含め、そのライフサイエンス研究等の実施について審査を行うものとする。

2 委員会は、出席した委員全員の合意により、ライフサイエンス研究等の実施について、以下の各号のいずれかの判定を行う。ただし、当該ライフサイエンス研究等の研究責任者又は研究担当者となる者は、委員としてその審査に参加することができない。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 不承認
- (4) 変更の勧告
- (5) 非該当

3 委員会は、必要があると認めた場合には、理工学部長、前項ただし書に規定する者その他の者に出席を求め、その計画の科学的見解、安全管理等について説明を求めることができる。

(ヒトゲノム・遺伝子解析倫理審査についての特例)

第9条 委員会は、ヒトゲノム・遺伝子解析倫理について、前条に規定する審査を行う場合には、以下の各号に規定する者を、委員として審査に加えなければならない。

- (1) 倫理若しくは法律を含む人文科学又は社会科学分野の有識者 若干名
- (2) 一般の立場の者 1名以上
- (3) その他理工学部長がヒトゲノム・遺伝子解析の審査に必要と認めた者

2 前項第1号及び第2号の委員は、それぞれ1名以上青山学院大学外から選出するものとする。

3 第1項各号に規定する委員の任期は、理工学部長から審査の依頼があったときから当該審査に係るライフサイエンス研究等の終了又は中止(以下「終了等」という。)の報告が委員会になされるまでとする。

4 委員会は、ヒトゲノム・遺伝子解析について、前条に規定する審査を行った場合には、以下の各号に規定する事項を公開する。

- (1) 委員会の構成
- (2) 審査を行った委員の氏名、所属及びその立場
- (3) 審査の議事要旨
- (4) その他委員会が必要と認めた事項

5 前項第3号の規定にかかわらず、議事要旨の公開によって、ヒトゲノム・遺伝子解析のための試料の提供者等の人権又はライフサイエンス研究の独創的若しくは知的財産権の保護に支障が生じるおそれがある部分については、委員会の決定により非公開とすることができる。この場合において、委員会は非公開とする理由を公開しなければならない。

(審査に関する書類の保存期間)

第 10 条 審査に関する書類の保存期間は、法令等に定めがある場合を除き、5 年とする。
ただし、委員会において必要があると認められた場合には、保存期間を延長することができる。

2 保存期間は、ライフサイエンス研究等が終了等した日が属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算する。

(守秘義務)

第 11 条 委員は、退任後を含め、職務上知り得た情報を漏えいし、又は不当な目的のために利用してはならない。

(所管)

第 12 条 この要綱は、相模原事務部研究推進課が所管する。

(改廃手続)

第 13 条 この要綱は、委員会、理工学部教授会及び学部長会の承認を得て、学長がこれを行う。

附 則

この要綱は、2014 年 4 月 25 日から施行し、2014 年 4 月 1 日から適用する。